

身分証明書

請求先	本籍地の市区町村役場（戸籍担当課）
証明事項	禁治産・準禁治産の宣告の通知・後見の登記・破産宣告の通知を受けていないこと。
注意事項	本人以外が申請する場合は委任状が必要です。
有効期間	発行日から3ヶ月

登記されていないことの証明書

請求先	水戸地方法務局戸籍課，東京法務局後見登録課 （郵送での請求は，東京法務局後見登録課のみ）
証明事項	「成年被後見人，被保佐人とする記録がない」
証明を受ける方の情報	氏名， 生年月日， 住所
注意事項	氏名，住所の記入に当たっては，戸籍や住民票などの表記と同じになるようお願いします。表記が異なる場合，提出書類として認められない場合があります。
有効期間	発行日から3ヶ月

商業・法人登記簿謄本（登記事項証明書）

請求先	水戸地方法務局法人登記部門，各支局・出張所
証明事項	法人の履歴事項全部証明書
注意事項	<p>変更届に添付する場合で，履歴事項証明書だけでは変更事項の確認がとれない場合は，必要に応じて以下の書類も併せて必要となります。</p> <p><閉鎖された事項の確認が必要な場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全部事項証明書（謄本）のうち閉鎖事項証明書 <p><登記されていない事項の確認が必要な場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・総会議事録等（議事録だけで内容が分かり難い場合は総会資料等も添付） ・就任同意書，退職届，死亡証明（戸籍，住民票など） ・その他，変更事項が確認できる公的文書等
有効期間	発行日から3ヶ月

法人税または所得税の納税証明書

請求先	各税務署
証明事項	法人税または所得税の 納付すべき額と納付額
注意事項	納税証明書（その1 納税額等証明用） その他の証明書は認められません。 新設法人は不要
有効期間	発行日から3ヶ月

県税に未納がないことを証する納税証明書

請求先	各県税事務所
証明事項	県税に未納がないこと
注意事項	納税証明書（様式第40号の4（イ）） その他の証明書は認められません。
有効期間	発行日から3ヶ月